

提 言 書

本委員会は、令和7年度に実施された飛島館岩におけるネコモニタリング調査の結果について検討した。

調査では、館岩において少なくとも14個体のノラネコの生息が確認され、その活動範囲が国天然記念物である「飛島ウミネコ繁殖地」の指定地の1つである館岩のほぼ全域に及んでいることが明らかとなった。加えて、6月中旬以降はウミネコの幼鳥を捕食する個体の存在も記録されており、ネコの行動圏の一部がウミネコ営巣地と重複している可能性が示唆された。

これらの結果から、ネコによる攪乱や捕食行動、繁殖期におけるウミネコの警戒・離巢行動への影響など、間接的な生態的圧力が継続して存在すると判断される。館岩では平成26年（2014年）以降、ウミネコの繁殖が確認されておらず、長期的な繁殖停止が続いていることから、ネコの存在は繁殖地再生を阻害する要因の一つとして看過できない状況にある。なお、植生の変化（イタドリ等の高茎植物の繁茂）や観光活動による攪乱も要因として考えられるが、ノラネコは制御可能な要因である点において、早急な対応が望まれる。

さらに、文化財保護法に基づき、国天然記念物の保存・管理については指定地の管理者に適切な措置が求められており、ネコによる繁殖環境への影響を放置することは文化財保全上も問題があると考えられる。

以上を踏まえ、本委員会では、島内に生息するネコ（飼い猫を除く）について、文化財の保全及び動物福祉の双方の観点から、「捕獲 → 島外移送 → 医療行為（不妊去勢・ワクチン接種等） → 一時飼養・馴化 → 譲渡」の流れによる島外譲渡の取り組みを早期に実施することが必要であるとの見解に至った。

調査で確認された14個体については、可能な範囲で早期に島外譲渡を進めることが、繁殖地再生に向けた第一歩であると考えられる。譲渡事業を実施するにあたっては、地域住民の協力体制や捕獲・移送後の飼養環境の確保、関係団体との連携を図りつつ、動物福祉の理念を踏まえた慎重な運用が求められる。

今後は、本見解を踏まえ、酒田市において事業実施に向けた予算措置及び実務体制の検討を速やかに進めるとともに、文化庁及び山形県と緊密に連携し、飛島ウミネコ繁殖地の再生と持続的な保全に向けた取組を着実に推進されることを強く期待するものである。

令和7年10月28日

酒田市飛島ウミネコ繁殖地再生委員会
委員長 新妻 靖章